

随意契約理由

令和 6 年(2024 年)10 月 10 日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
発 注 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	「豊中まちなかクラシック」演奏等業務委託
契 約 内 容	市内各地の施設を会場にした室内楽コンサート
契 約 締 結 日	令和 6 年 10 月 10 日
及 び 契 約 期 間	令和 6 年 10 月 10 日から令和 6 年 12 月 8 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町 1-1 きたしん豊中ビル 6 階)
契 約 金 額	2,681,602 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第 2 号に該当) 「豊中まちなかクラシック」事業は、「音楽あふれるまち・とよなか」の推進を目的に定められている「豊中音楽月間」のメイン事業であり、市内の寺院や教会等で開催するクラシックの演奏会を通して、当市の市民はもとより、市外の人々にも鑑賞していただき、クラシックを身近に感じていただくとともに、当市の魅力の発信を目的として実施している。 日本センチュリー交響楽団は本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、「豊中まちなかクラシック」事業の本格的な演奏にふさわしい高度な演奏技術を有している。同事業を受託し得る事業者は同楽団に限られるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものである。